

東浦町公共工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が発注する工事及び委託（工事の設計、監理、調査等に係るものに限る。以下同じ。）に係る入札及び契約手続の公正の確保と透明性の向上を図るため、予定価格の事前公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表の対象となる入札は、指名競争入札及び一般競争入札の方法により行われる工事の入札並びに設計積算基準が明らかな委託の入札とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び水道施設工事並びに委託に係るものについては、予定価格を事前に公表しないことにより競争性がより発揮されると認められるものは、この限りでない。

(公表の期間)

第3条 公表の期間は、指名競争入札にあつては東浦町工事等事務の手引1－6による指名競争入札に係る通知書（以下「指名通知書」という。）を発した日から当該入札の執行日までとし、一般競争入札にあつては当該入札に係る公告の日から当該入札の執行日までとする。

(公表の場所)

第4条 公表の場所は、契約に関する事務を所掌する課とする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、次の方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 入札執行調書の写しによる閲覧
- (3) 指名競争入札にあつては、当該入札に係る指名通知書による通知
- (4) 一般競争入札にあつては、当該入札に係る公告

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東浦町公共工事の入札に係る予定価格の事前公表に関する試行要領（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 9 月 12 日から施行する。